○中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱

平成元年３月20日

告示第16号

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱を次のように定め、平成元年４月１日以後に貸与損料の支払期日が到来する貸与に係る補助金から適用する。

（趣旨）

第１条　この告示は、中小企業者の振興を通じて地域産業の活性化を図るため、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が実施する地域産業活性化企業設備貸与事業による設備の貸与を受けた中小企業者に対し、設備の貸与損料（以下「利子」という。）の支払に要する経費の一部につき、予算の範囲内において中小企業設備機械類貸与利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、岩手県地域産業活性化企業設備貸与事業実施要領に基づきセンターが実施する地域産業活性化企業設備貸与事業（以下「貸与事業」という。）による設備の貸与を受けた中小企業者であって、町内に居住又は所在し、企業立地奨励条例（平成元年岩泉町条例第25号）による奨励措置を受けておらず、かつ、町税、保険料、使用料等で町長が定めるもの（法人にあっては当該法人名義のものに限る。）を１年以上滞納していない者でなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（補助金の交付の対象及び補助額等）

第３条　第１条に規定する経費は、中小企業者が貸与事業により、設備機械類をセンターから借り受けた場合において、借受けに係る利子の支払に要する経費（当該貸与事業により借り受ける設備機械類の引渡しを受けた日から５年以内の期間（以下「補助対象期間」という。）に係る経費に限る。）とする。

２　前項に規定する経費に対する補助額は、補助対象期間の利率（年２パーセントを限度とする。）を借受け平均残高に乗じて得た額以内の額とする。

（補助金の承認申請）

第４条　補助金の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、セン

ターから設備機械類の引渡しを受けた日の属する月の翌々月末までに、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金承認申請書（様式第１号。以下「承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１） 中小企業設備機械類貸与決定通知書の写し

（２） 設備の貸与等に係る契約書の写し

（３） その他町長が必要と認める書類

（補助金の承認）

第５条　町長は、承認申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の承認の可否を決定し、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金承認（却下）通知書（様式第２号）により承認申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第６条　前条の規定により補助金の承認を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金変更承認申請書（様式第３号。以下「変更承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

（１） 変更後の中小企業設備機械類貸与決定通知書の写し

（２） 設備の貸与等に係る変更後の契約書の写し

（３） その他町長が必要と認める書類

２　町長は変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金変更承認（却下）通知書（様式第４号）により承認決定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする承認決定者は、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金申請書（様式第５号。以下「補助金申請書」という。）に、償還金及び利子を納入したことが確認できる書類の写しを添付して毎年６月30日までに町長に提出しなければならない。

２　貸与事業に係る債務の償還を完了したときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期日以外の日であっても補助金申請書を提出することができる。

（補助金の交付等）

第８条　町長は、補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の

交付が適当であると認めるときは、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付決定通知書（様式第６号）により承認決定者に通知し、及び補助金を交付するものとし、補助金の交付が適当でないと認めるときは中小企業設備機械類貸与利子補給補助金不交付決定通知書（様式第７号）により承認決定者に通知するものとする。

（補助金の取消等）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた承認決定者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定者に係る前条の規定による決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）　破産手続開始その他の理由により対象設備機械類に係る債務の償還の完了が見込めなくなったとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

（補助金の過誤の報告等）

第10条　交付決定者はセンターに支払った利子等について過誤払があったときは、速やかに町長に報告するものとする。

２　町長は、前項の規定による報告があった場合において、過誤払のあった利子等の額と既に交付した補助金との差額があるときは、当該差額に相当する額の返還を命じ、若しくは補助金を交付し、又は翌年度以降の補助金と相殺することができる。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成元年３月20日から施行する。

前　文（平成11年２月22日告示第14号）抄

１　平成11年２月22日から施行する。

前　文（平成13年２月22日告示第６号）抄

１　平成12年４月１日以後の貸与に係る補助金から適用する。

附　則（平成18年５月30日告示第52号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成18年５月30日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第２の規定は、平成18年５月30日以後に貸与を受ける設備に係る利子補給補助金から適用し、同日前に貸与を受けた設備に係る利子補給補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月31日告示第51号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年12月８日告示第84号の３）

（施行期日）

１　この告示は、平成23年12月８日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第２条及び第３条の規定は、平成23年４月１日以後に貸与を受ける設備に係る利子補給補助金から適用し、同日前に貸与を受けた設備に係る利子補給補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月31日告示第28号）

この告示は、平成26年３月31日から施行する。

附　則（平成29年３月３日告示第16号）

この告示は、平成29年３月３日から施行する。

附　則（平成30年１月16日告示第２号の２）抄

（施行期日）

第１条　この告示は、平成30年１月16日から施行する。

（経過措置）

第２条

４　第４条の規定による改正後の中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第４条の規定は、施行日以後の対象融資について適用し、同日前の当該融資に係る同条の規定の適用については、「センターから設備機械類の引渡しを受けた日の属する月の翌々月末」とあるのは「町長が別に定める日」とする。

附　則（平成30年３月６日告示第20号）

この告示は、平成30年３月６日から施行する。

附　則（平成31年３月25日告示第26号）

この告示は、平成31年３月25日から施行する。

附　則（令和２年３月25日告示第32号）

この告示は、令和２年３月25日から施行する。

附　則（令和２年12月14日告示第110号）

この告示は、令和２年12月14日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　月　日

岩泉町長　　様

住　所（所在地）
申請者　氏　名（名　称）　　印
連絡先

中小企業設備機械貸与利子補給補助金承認申請書

中小企業設備機械類貸与利子補助金補給補助金の承認を受けたいので、中小企業設備機械貸与利子補給補助金交付要綱第４条の規定により申請します。

記

１　承認を受けようとする期間
　　年　月　日から　　年　月　日まで

２　承認を受けようとする補助金の額
　金　　円

３　補助金の承認に係る設備機械類の借受条件
（１）　借受年月日　　年　月　日
（２）　借受金額　　金　　千円
（３）　借受利率（貸与損料率）　年　　％

（４）　償還方法　　（単位：円）

支払期日	償還金	利子（貸与損料）	計
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
合計			

４　補助金の承認審査に際し、（当社・私）の町税、保険料、使用料等で町長が定めるものの納付状況を確認することに同意します。

様式第２号（第５条関係）

第　号
年　月　日

様

岩泉町長

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金承認（却下）通知書

年　月　日付けで承認申請がありました中小企業設備機械類貸与利子補給補助金について、下記のとおり承認（却下）しましたので、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

１　承認期間

年　月　日から　　年　月　日まで

２　補助金承認額

金　　円

３　借受条件

（１）　借受年月日　　年　月　日

（２）　借受金額　　金　　千円

（３）　借受利率（貸与損料率）　年　　％

様式第３号（第６条関係）

年　月　日

岩泉町長　　様

住　所（所在地）
申請者　氏　名（名　称）　　印
連絡先

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金変更承認申請書

既に融資を受けている下記について、条件変更が決定となったことから、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第６条の規定により申請します。

記

		変更後	変更前
条件変更決定年月日		年　月　日	
償還期間		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
補助金の額		円	円
借受条件　設備機械類の	借受年月日	年　月　日	年　月　日
	借受金額	千円	千円
	借受利率 （貸与損料率）	年　％	年　％

様式第４号（第６条関係）

第　号
年　月　日

様

岩泉町長

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金変更承認（却下）通知書

年　月　日付けで承認申請がありました中小企業設備機械類貸与利子補給補助金の変更について、下記のとおり承認（却下）しましたので、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

		変更後	変更前
条件変更決定年月日		年　月　日	
償還期間		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで
補助金の額		円	円
借受条件　設備機械類の	借受年月日	年　月　日	年　月　日
	借受金額	千円	千円
	借受利率 （貸与損料率）	年　％	年　％

様式第５号（第７条関係）

年　月　日

岩泉町長　　様

住　所（所在地）
申請者　氏　名（名　称）　　印
連絡先

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付を受けようとする期間
　　年　月　日から　　年　月　日

２　補助金交付申請額
　金　　円

３　補助金の承認に係る設備機械類の借受条件
（１）　借受年月日　　年　月　日
（２）　借受金額　　金　　千円
（３）　借受利率（貸与損料率）　年　　％

（４） 償還方法 （単位：円）

支払期日	償還金	利子（貸与損料）	計
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
合計			

４　補助金振込先

金融機関名	
支店等名	
種別	普通　・　当座　・その他（　　）
口座番号	
口座名義人氏名	（カタカナ）

様式第６号（第８条関係）

第　号
年　月　日

様

岩泉町長

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました中小企業設備機械類貸与利子補給補助金について、下記のとおり決定しましたので、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

交付決定額　金　　円

様式第７号（第８条関係）

第　号
年　月　日

様

岩泉町長

中小企業設備機械類貸与利子補給補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました中小企業設備機械類貸与利子補給補助金について、下記のとおり補助金を交付しないことと決定しましたので、中小企業設備機械類貸与利子補給補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

不交付と決定した理由